

平成27年度 第8回千葉県環境影響評価委員会 会議録

1 日 時

平成27年12月18日（金） 13時30分から15時50分まで

2 場 所

県庁中庁舎 10階大会議室

3 出席者

委員：吉門委員長、齋藤副委員長、
石川委員、前田委員、近藤委員、工藤委員、坂本委員、村上委員、
近田委員、森委員

事務局：環境生活部 大竹次長
環境政策課 冨塚課長、江利角副課長、田中班長、伊藤主査、
小島主査、東副主査、宮澤副主査
廃棄物指導課 石崎室長、坂元主査

事業者：新井総合施設(株)

傍聴人：3名

4 議題

(1) 君津環境整備センター第Ⅲ期増設事業に係る環境影響評価準備書について

5 結果概要

(1) 君津環境整備センター第Ⅲ期増設事業に係る環境影響評価準備書に関して、事務局から手続状況（資料1）について説明が行われた。次に、事業者から前回委員会とその後に寄せられた意見に対する見解（資料2）について説明があり審議が行われた。なお、準備書に対する意見への事業者の見解（資料3）については前回委員会で説明しており、今回、説明は行われなかった。

事業者退席後、事務局から答申案審議に向けた論点整理（資料4）について説明があり、審議が行われた。

審議の結果、次回の委員会において、引き続き論点整理についても審議をした上で、答申に関する審議が行われることとなった。

審議等の詳細については別紙のとおり。

[資料]

- 資料 1 : 君津環境整備センター第Ⅲ期増設事業に係る環境影響評価手続の状況等について
- 資料 2 : 君津環境整備センター第Ⅲ期増設事業に係る環境影響評価準備書
前回委員会及びその後に寄せられた質疑・意見に対する事業者の見解
- 資料 3 : 君津環境整備センター第Ⅲ期増設事業に係る環境影響評価準備書の意見に対する事業者の見解書
- 資料 4 : 答申案審議に向けた論点整理（君津環境整備センター第Ⅲ期増設事業に係る環境影響評価準備書）【委員限り】
- 資料 5 : 準備書に対する市原市長意見（君津環境整備センター第Ⅲ期増設事業に係る環境影響評価準備書）【委員限り】

【別紙】

1 開会挨拶要旨

本日の案件は前回に引き続き、君津環境整備センター第Ⅲ期増設事業に係る環境影響評価準備書についての1件である。今回は、これまでに委員の皆様からいただいた意見に対する見解について事業者から説明を受けた後、次回の委員会で答申案審議を行うに当たり、事務局においてこれまでの論点を整理した資料を作成したことから、その内容についての説明をさせていただく。

委員の皆様には、専門的な見地から忌憚のない御意見を賜りたい。

2 議事

(1) 君津環境整備センター第Ⅲ期増設事業に係る環境影響評価準備書

- ① 事務局から現状状況(資料1)について説明が行われた。次に、事業者から前回委員会とその後に寄せられた意見に対する見解(資料2)についての説明があり、審議が行われた。

【審議】

(委員)

最終的に管理をどのようにするのが問題となる。御腹川から利水して農作物を作っている方々は自分では水質の測定等はできないことから、気がつかないうちに作物の品質が低下するなどの現象が起きないように、事業者が責任を持ってフォローをすることが必要であり、モニタリングをして問題があれば排出を制限する等の対応をすることが重要である。

事業者見解に示されたような対応を、確実に実行していただくようお願いしたい。

(委員)

資料3の15ページに地質断面図が載っており、帯水層が異なれば地下水には影響はない旨が記載されている。地下水学の考え方では、地下水はポテンシャル(位置エネルギー)が高い所から低い所に向かって流れる。当該流域でポテンシャルが一番低いのは東京湾になり、山の上から谷底に向かって流れ、その際の泥層の構造は地下水の流れには関係はあるが、完璧な不透水層は存在しない。地層を横切りポテンシャルが高い所から低い所に流れるのが、広域の地下水流動である。

帯水層が異なれば影響がないという考え方は、現在の地下水学ではない。

どのような地層でも水分子よりも大きな間隙があり、そこを通じて水が流れるが、泥層がある場合には上と下の圧力差がとても大きくなり、地下には薄く

広い泥層があるので、上下での水の交換が起きる。地層に沿って水が流れるわけではないので、帯水層が異なるので影響がないというのは、現在の地下水学の観点からは認められない見解である。

近傍の井戸等に対しての影響については、かなり広い地域ではあるが、しっかりとした観測とモデリングにより確認しなければ分からない。

地下水は長い時間をかければ必ず低い所から出てくるものであり、現在使用している帯水層と流線が交わる可能性はあるということ、地下水学の立場から述べさせていただく。

(事業者)

地下水が全く影響しないとは言えないとの御指摘であったが、事業者としては、まずは保有水が漏れない施設を作る。そして、仮に万が一事故が起きた場合には、すぐに検知ができるモニタリング井戸を掘り、対処をしていき、大きな影響を与えることがないようにしていく。

(委員)

これについては非常に難しい問題であり、影響が表れるのは我々の世代よりも遙か未来、場合によっては1000年以上先のことになり、未来の安全に対し我々がどのように現時点で担保するかを考えなければいけない。

現在の施設から漏れないようにする、ということが、将来の安全を担保できるかは難しい話となるが、しっかりとした観測体制等の十分な配慮をお願いしたい。

地下水が涵養される一番上流の場所で行う事業であることから、細心の注意を払っていただきたい。

(事業者)

分かりました。

(委員)

先ほどの回答などを含めて、盛んにモニタリングを行うと説明されているが、フェイルセーフやフルプールの様な概念や、例えば、モニタリングをしていて異常が確認された場合に、その後でどうするのが大事だと思うが、その点についての記述があまりない印象を受けた。もう少し追加回答等で説明いただきたい。

モニタリングをすれば良いという話ではなく、何か起きた時にはどうするのかについて、住民も聞きたい点だと思う。

(事業者)

モニタリングの結果に対する具体的な善後策の内容について、記載をすることとしたい。

(委員)

放射性物質に関して、放射性物質汚染対処特措法に基づき、別枠で考えず廃棄物全体として受け入れるとのことと思うが、受け入れられるものは通常の廃棄物として、ミックスして埋め立てるとの理解で良いか。

(事業者)

平成23年の原発事故後、国は、放射性物質を含む廃棄物で、特に放射性物質が濃縮されやすい下水道汚泥等の品目を定め、24年1月から排出事業者は毎月1回放射性物質の濃度を測り、国へ報告するよう定めている。

上下水道で発生する汚泥や、廃棄物焼却施設から発生する焼却灰等が特定品目として決められており、それらは8000Bq/kg以下であっても、そのまま埋めるのではなく、土壌層と同様の性状のもので周囲を包んで埋めることとしたガイドラインが国から出されている。

原発事故の影響により廃棄物に含まれる放射性物質は、放射性セシウムが大部分であり、土壌に吸着されやすい性質を持っていることから、埋め立てに当たって土壌で包む措置が取られている。

また、ガイドラインでは、埋めた場所が特定できるよう記録することも求められている。

当該処分場では、廃棄物を2m埋めて50cmの中間覆土を行う処理を過去から実施しているところに、今回の土壌で包む措置が追加されている。

現在、同様の埋め立てを行っている廃棄物最終処分場において、浸出水の状況等について国の調査が行われており、浸出水等から放射性セシウムが検出された処分場はほとんどない。このことから、国の指導は的確に履行されており、効果も出ていると評価している。

この国の指導に基づいて、現在稼働している処分場を管理しており、浸出水の放射性セシウム濃度は検出限界以下となっている。増設する処分場も含めて、同様に今後も管理していく。

(委員)

大雨が降った場合にセシウムが浸出するのではないかと不安がある。土壌で包むと、大雨が降った場合でも浸出しないことが確認されているということでしょうか。

(事業者)

追加の説明として、埋立地内には有害物質等が入っているが、雨が降り、晴れば表面の水は蒸発散し、浸透した水は保有水として埋立地内部に一旦貯留された状況になるが、あまり保有水を溜めないように、集排水施設を工夫して設置し、抜き出しをしている。

ポイントとして、大雨が降った場合には多くの水が浸透するが、抜き出した保有水はいったん調整槽で溜めて、降水状況に合わせて効率的に浸出水処理施設で処理を行い放流する。

当該処分場の保有水の原水を測定しており、放射性セシウムは検出限界以下であり、結果についてもホームページで公表している。

(委員)

前回説明の中で、廃棄物は8000Bq/kg以下であることを確認した上で受け入れを行っているとのことであるが、どのように確認をされているのか。

(事業者)

社内で、放射性物質に係る取り扱いのマニュアルを作成して対応している。

受入に当たっては、特措法に基づき対象の廃棄物を決めており、対象となる排出者において分析した計量証明付きの結果を、新規契約の際に事前に確認をして、8000Bq/kg以下であることを確認の上で契約を結んでいる。

さらに、特定産廃、特定一廃については、抜き打ち的に搬入者に知らせずに、当社でガイドラインに準拠して採取、分析を行っている。なお、排出者が行った測定結果と当社で行った測定結果をホームページで公開している。

(委員)

測定の結果が基準を超過していた場合、どのように対応するのか。

(事業者)

超過した場合も、社内マニュアルでは定めており、仮に超過した場合には全量を持ち帰ってもらうよう定めている。

放射性廃棄物の持ち帰りもあるが、廃棄物処理法に基づく持ち帰りもあり、性状や形状が受入の基準外である場合の持ち帰りについてもマニュアルで明確に定めている。

具体的には、持ち帰り通告書を社内で作っている。例として、形状が基準に合わない廃棄物については、全て拾い出した上でスプレーでマーキングをしたものを写真に撮り、持ち帰り通告書に添付して排出者に持ち帰っていただく。

マーキングをするのは、同じものが搬入されないためであり、そのまま再度搬入された場合には、マニュアルでは契約を解除する旨を定めている。

なお、当社としては契約を解除するためではなく、排出者に適正処理を促すためのマニュアルとして位置付けて対応している。

以上のように、放射性廃棄物だけに対する対応ではないことを申し添えたい。

(委員)

以上で、事業者に対する質疑を終えることとする。

【事業者退席】

(委員)

他に、本件に対して意見や感想等あれば御発言願いたい。特にないようであれば、次に進むこととする。

②事務局から答申案審議に向けた論点整理（資料4）について説明があり、審議が行われた。

(事務局)

資料4は、これまでの委員会での各委員の意見、市原市長意見、住民等意見を基に論点を各項目ごとに整理している。市長意見は、現時点で市原市長のみから提出されており、君津市長からはまだ提出されていないため、君津市長の意見は反映されていない。

まず、1 全般的事項について、答申では前文に盛り込まれるものである。内容としては方法書手続きで示した事項から基本的に変更はない。地域特性、事業特性、その他の3項目に分けて整理している。

(1) 地域特性は、①県立養老溪谷奥清澄自然公園、梅ヶ瀬溪谷自然環境保全地域及び大福山北部自然環境保全地域に近接する自然環境豊かな地域であること。

② 小櫃川支流御腹川は農業用水源として、下流の小櫃川は水道水源として、周辺地域では地下水が簡易水道水源として利用されていること。

③ 事業実施区域の北西部に環境省が選定した平成の名水百選「生きた水・久留里」の自噴井戸群が存在すること。

(2) 事業特性は、①事業実施区域を約40.2ヘクタール拡大し、合計約60.7ヘクタールとする大規模な計画であること。

②埋立地面積を約8.5ヘクタール増設し、合計約17.3ヘクタール、埋立

容量を約210万 m^3 増設し、合計約410万 m^3 の管理型の産業廃棄物最終処分場とする計画であること。

③浸出水処理水は御腹川に放流する計画であること。

④約6.9ヘクタールの新たな覆土置場を設置する計画であること。

(3) その他としては、①第I埋立地で保有水が堰堤からオーバーフローする事故が発生しており、現在も保有水の水位が高い状態であること。

②準備書に対する環境の保全の見地からの意見が多数寄せられていること。

2事業計画は2項目を挙げており、それぞれ事務局からの意見である。

(1)「新たに設置する覆土置場についても、調査、予測及び評価を行うこと。」として、準備書では覆土置場からの濁水の予測評価は記載されているが、覆土置場の具体的な工事概要、工事工程等は特に記載がないことから、その点について明らかにした上で、覆土置場の造成や利用に当たり、重機の横断等により御腹川源流部に生息する生物に影響を与えることが考えられることから、覆土置場に係る調査、予測、評価も必要ではないかとの観点からの意見となる。

(2) 緑化計画について、地域個体群の遺伝子レベルでのかく乱が生じないよう、可能な限り改変予定地に生育する個体や根株の移植及び現地の生育個体から得られた種子から育成した苗木の植栽を基本とし、周囲の植生と一体となった森林の復元に配慮すること。

3大気質について、「予測に使用した気象条件（風向・風速）について、使用する気象データの代表性を確認するとともに、その年のデータを使用した根拠を記載すること。」として事務局からの意見となる。

4水質について、「浸出水処理水等の排水に伴う公共用水域の水質への影響について、予測に用いた御腹川の流量を年平均値としているが、渇水期における流量減少を考慮した環境保全措置及び評価を行うこと。」として、事務局と住民等からの意見となる。意見の趣旨としては、農業用として利水している怒田橋付近の塩化物イオンの季節変動への対応について、先ほど事業者からもマニュアルを作成するなどの説明はあったが、その方法論について評価書において明確に記載する必要があるとの考えである。

5水文環境について、「作成した水文地質断面図等について、根拠とした文献を明らかにするとともに、事業実施区域周辺の飲料用井戸等の地下水位及び地下水質への影響について、地下水流動の観点からも説明を行うこと。」とした。先ほど委員から御指摘のあった内容の主旨そのものとなる。

6悪臭について、(1) ガス抜き管から漏出する悪臭の影響について、拡散式による定量的予測を大気安定度AとDのみで行った根拠を記載すること。

(2)「ガス抜き管から漏出する悪臭の影響について、高濃度発生時も定量的予測を行い、基準との整合について、その結果を踏まえた内容に修正すること。

(2)については、方法書の知事意見において、ガス抜き管から漏出する悪臭の影響については定量的な予測を行うこと、とした意見を出しているが、準備書では高濃度発生時について定性的な予測を行い、基準との整合等の内容が記載されている。このため、定量的な予測を行った上で、基準との整合等の内容の修正を求めるものである。

7植物については4項目挙げている。(1)第Ⅱ期増設事業の環境影響評価における重要な種の確認地点が、本事業の造成区域となることから、事業の実施に当たり現地で重要な種が確認された場合には、第Ⅱ期増設事業の環境影響評価、施工時の事後調査及び専門家の意見も踏まえて必要な保全措置を行うこと。

(2)現地調査において確認された重要な種の植物群落等についても、(1)と同様に必要な保全措置を行うこと。

(3)第Ⅱ期増設事業の際に行われた重要な植物種の移植地が、本事業に係る造成区域に近接していることから、当該移植地への本事業の影響を明らかにすること。

(4)現地調査において確認された、ウリハダカエデ、ヤマカシュウについては、本県における明確な自生記録がないことから、同定の確認を行った上で、必要に応じて保全措置を講じること。

8動物・生態系について、(1)は7植物(1)と同じ内容となる。

(2)事業実施区域内の植生の大部分を占めているコナラ群落とスダジイ群落の約半分が改変される一方、事業実施区域の周囲ではスギ・ヒノキ植林が卓越しているため、生息環境への影響が大きいと考えられることから、動物及び生態系の予測、評価を見直すこと。(2)については、準備書では、改変される区域内に生息する動物は、事業実施後に約40%残る残地森林を利用するとしており、生息環境への影響は少ないと予測評価をしているため、この予測評価について見直す必要があるのではないかと趣旨である。

9陸水生物・生態系について、「重要な種であるホトケドジョウについて、御腹川上流部の支流が最も重要な生息地点と考えられることから、土地改変による支流の消失により、その生息に重大な影響が生じるものと推測される。そのため、陸水生物及び生態系の予測、評価を見直すとともに、ホトケドジョウの個体群が安定的に維持されるよう、必要な回避・低減措置を事業計画の変更も含めて検討し、可能な限りの環境保全措置を講じること。」とした。

10人と自然との触れ合いの活動の場については、委員の意見や市長意見で、土曜日の予測評価が行われていないとの指摘があったことから、「工事用資材等運搬車両及び廃棄物搬入車両の走行に伴う環境影響について、新緑時期及び紅葉時期を含む土曜日の利用者数等の調査結果も踏まえて、予測、評価を行うこと。」とした。

1 1 廃棄物について、準備書の8-16-5にある表8-16-8に対する事務局の意見であり、「浸出水処理施設等建築工事で発生する廃棄物の種類別発生量を既存施設の実績等を基に見直すとともに、発生する廃棄物の大部分が最終処分される計画となっていることから、より一層の再生利用に努めること。」とした。

1 2 監視計画について、(1) 供用開始後の水質及び水文環境に係る調査は、浸出水の水質が6年目に最も悪化すると想定していることから、この期間を含めて行うこと。

(2) 監視計画で選定した地下水モニタリング井戸の諸元、選定理由及び安全性確認方法について、明らかにすること。この項目については、先ほど委員から御指摘のあった、モニタリング結果から問題が確認された場合の善後策の記載に関して、追記することを検討する。

(3) 悪臭に係る供用後の調査について、夏季及び冬季ではなく、四季別に行うこと。

(4) 植物、動物及び陸水生物に係る供用後の調査期間について、第Ⅱ期増設事業の事後調査結果を踏まえて、適切な期間を設定すること。

1 3 その他として、(1) 正誤表による準備書等の修正箇所が多い上、正誤表自体にも誤りが認められることから、評価書については細心の注意をもって作成すること。

(2) 関係者や地域住民に対し、積極的に情報公開を行うとともに、丁寧かつ適切な説明を行うこと。

(3) 見解書で記載した見解について、各章の該当する箇所にその内容を分かりやすく追記すること。

現時点の論点整理は以上となる。今回の論点整理では、君津市長の意見が未提出であり反映されていないため、次回委員会では、君津市長の意見と今回の委員からの意見を踏まえて、内容の追加や表現の修正を行うこととしたい。

【審議】

(委員)

水文環境に関して、先ほど地下水の流動の観点からの指摘をしたが、もう一つ、地下水の場合は場の条件というものがある。

泥層を通した地下水の流れには、断層だけではなくクラックがある。特に房総は数百メートル隆起している場所であり、常にプレートが押し合いをしている。このため、泥層の中にはおそらくクラックが存在し、クラックを通じた地下水の移動は日本各地で研究が行われ確認されている。

したがって、文言には「水文地質及び地下水流動の観点」との表現を入れる

と、地層の特性や地質工学的な観点も入ると思う。

(委員)

埋め立てるごみの中に、種などの他地域の植生が混じることもあり得るのか、またそういったことに対応はされるのか。

(事務局)

産業廃棄物の最終処分場であることから、植生に影響し得るものはおそらく動植物性残さが考えられるが、動植物性残さは大規模食品加工工場の野菜くず等が想定されるため、基本的に現地の植生に影響を与えるようなものはない。

また、動植物性残さの様な腐敗性の廃棄物は即日覆土が基本であるため、植生に影響を与えることはないと考えられる。

(委員)

種などが廃棄物に混入することは想定されないのか。

(事務局)

種などが廃棄物に混入しないとは言い切れないが、それが周辺に飛散することは基本的にない。また、処分場内では埋め立てられてしまうことから、将来的に生育してしまうこともないと考えられる。

(委員)

答えのある話ではないが、地下水に対する影響は10年、100年、1000年の話であり、将来に対する安全というのをどのように確保していくのか。

事業者との質疑では、安全にするから安全だという論理になってしまい、将来起こりうることを想定しないという話になってしまう。

想定した場合にはどうしたらよいのか、そういう観点も持たなければならぬと思う。

(事務局)

今いただいた御意見について、事務局内でどのように盛り込んでいくか検討させていただきたい。

(委員)

本案件だけでなく、アセスメント制度そのものにも限界があり、本委員会での議論として難しい面もあるが、御検討願いたい。

(委員)

今の意見は、フェイルセーフやフールプルーフの考えを入れることによって、将来の安全を確保していくという話になると思う。この点をしっかりと記載をして、何か問題が生じた場合には、どのように被害が食い止められるのか、説明させることが大事だと思う。

特に、本案件については、工場などでは、問題が生じたら操業を停止することができるが、最終処分場では埋めてからでは取り返しがつかない話となってしまう。その点からも、フェイルセーフ等について、しっかりと説明を求める必要があるのではないかな。

(委員)

100年後、1000年後の話は難しいが、5年、10年先については分かることも多い。そのため、事後調査をどこまで行うのかが必要と思う。

現在の処分場でも事後調査は実施していると思うが、この場では出てきていないと思う。

本案件についても、事後調査の結果を報告いただく必要があるのと、調査の項目によっては、通常よりも長くモニタリングをしていただき、委員会に報告を頂くこともあってよいと思う。

事後調査とその結果の報告について、検討をしていただきたい。

(委員)

他になれば、次回、引き続き論点整理についても審議した上で、答申の審議を行うこととしたい。

以上で、本日の審議は終了とする。

傍聴者は御退席願う。

【傍聴者退席】